

焼却施設維持管理計画

	基 準	適合計画
1	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う。
2	燃焼中の燃焼ガス温度を 800℃以上に保つこと。	燃焼中の燃焼ガス温度を 800℃以上に保つ。
3	焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却すること。	焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却する。
4	運転開始時は助燃装置を作動させることなどにより炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時は助燃バーナーを作動させることにより炉温を速やかに上昇させる。
5	運転停止時は助燃装置を作動させることなどにより炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くすこと。	運転停止時は助燃バーナーを作動させることにより炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くす。
6	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること。	燃焼ガスの温度を記録計にて連続的に測定・記録し、かつ 2 時間ごとに計器を目視にて管理。
7	集塵機に流入する燃焼ガス温度をおおむね 200℃以下に冷却すること。	集塵機に流入する燃焼ガス温度をおおむね 200℃以下に冷却する。
8	集塵機に流入する燃焼ガス温度を連続的に測定・記録すること。	集塵機に流入する燃焼ガス温度を記録計にて連続的に測定・記録し、かつ 2 時間ごとに計器を目視にて管理。
9	排ガス処理設備・冷却設備に堆積したばいじんを除去すること。	排ガス処理設備・冷却設備に堆積したばいじんを定期的に除去、清掃する。
10	排ガス中の一酸化炭素濃度を 100ppm 以下になるように燃焼すること。	焼却物の投入方法や量、タイミングを安定させて燃焼ガス温度を高温で保つことでCO濃度値を抑制する。
11	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録すること。	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録する。
12	排ガス中のダイオキシン類濃度が基準値以下になるように燃焼すること。	投入物及び投入量の管理等、焼却方法を確立し適正な焼却を行うことで抑制する。
13	排ガス中のダイオキシン類濃度を年 1 回以上ばい煙量または、ばい煙濃度を 6 月に 1 回以上測定・記録すること。	排ガス中のダイオキシン類濃度を年 1 回以上、ばい煙量またはばい煙濃度を 6 月に 1 回以上測定・記録する。
14	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	適正な焼却を実施することで排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
15	ばいじんを焼却灰と分離して排出し貯留すること	ばいじんを焼却灰と分離して排出し専用保管場にて貯留する。
16	火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに消火器その他必要な消火設備を備えること	年 1 回消火訓練を行い、消火器、ポンプその他必要な消火設備を備える。
17	燃焼室等の構築材質が劣化しまたは損傷していないことについて常に点検を行い異常が認められた場合には操業を停止し速やかに改善措置を講ずること。	燃焼室等の構築材質が劣化しまたは損傷していないことについて常に点検を行い異常が認められた場合には操業を停止し速やかに改善措置を講ずる。